

公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2. 登録審査については、別に定める。

第5条（登録認定）

県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2. 登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2. 登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第9条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

第10条（登録料）

県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2. 前項に定める登録料は10,000円（全国協議会・県協議会各5,000円）とする。
3. 登録認定細則第3条及び第4条の規定に基づき、全国協議会において登録認定リストの登録手続きが完了した時点で、登録クラブは登録料の支払い義務を負うものとする。
4. 一度納付された登録料は、いかなる事由があっても返還しない。

第11条（処分）

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第13条（改定）

本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において定める期間においては、「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

附則2（令和5年4月1日）

- 1 令和5年4月1日に第6条を改定。この改定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和6年3月31日までとし、登録料（第10条）は、14,000円（全国協議会・県協議会各7,000円）とする。
- 3 令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。この場合、登録料（第10条）は、4,000円（全国協議会・県協議会各2,000円）とする。

附則3（令和8年3月26日）

- 1 令和8年3月26日に第10条を改定し、令和8年3月26日から施行する。